

日本国憲法を改正して国家緊急権を創設することに反対する会長声明

平成28年7月の参議院選挙後、安倍首相は、国家緊急権を含む自民党憲法改正草案を前提とする改憲議論を進めていくことを明言した。また、共産党を除く与野党7党も、憲法に緊急事態条項を明記することに賛成しており、現在、衆参両院の憲法審査会において改憲項目についての議論が進められようとしている。

国家緊急権とは、戦争、内乱、大規模自然災害など、平時の統治機構では対処できない非常事態において、国家権力が、国家の存立を維持するために、立憲的な憲法秩序(人権の保障と権力分立)を一時停止して非常措置を取る権限とされる。これにより、権力分立を一時停止して、政府に権限を集中させ、政府の意思決定のみで国民の権利を制限し、義務を課すことが可能になるとされる。

このように、国家緊急権は、国会で議論することなく政府の意思決定のみで国民の権利を制限し、義務を課すことが可能となるため、濫用され、過度の人権制約がなされる危険がある。

実際に、国家緊急権は多くの国で軍人や政治家によって濫用されてきた歴史がある。

ワイマール憲法下のドイツにおいて、ナチスは、同憲法に規定されていた国家緊急権(大統領緊急令)によって、言論・集会・結社の自由、通信の秘密等を制限し、令状によらない逮捕拘束を可能にすることで対立政党である共産党を倒し、たちまちのうちに独裁権を取得した。

また、国家緊急権として、緊急勅令、戒厳、非常大権等が定められた大日本帝国憲法下の日本においても、最高刑を死刑とする治安維持法改正法案が議会で審議未了で廃案になったにもかかわらず、緊急勅令により法案どおりに改正されたり、関東大震災の際、戒厳が実施され、行政権、司法権等の統治作用が軍に移され、権限を濫用した軍や軍の補助機関に組み込まれた自警団により多数の朝鮮人が殺害される事態が生じたりした。

日本国憲法は、このような歴史への反省から、国家緊急権を規定しなかった。第13回帝国憲法改正委員会において、金森国务大臣は、①民主政治を徹底させて国民の権利を十分擁護するためには、政府の一存で行う措置は極力防止しなければならない

こと、②非常ということに名を借りて政府の自由判断を大幅に残しておくこと、どのような精緻な憲法でも破壊される可能性があること、③特殊の必要があれば、臨時国会を召集し、衆議院が解散中であれば参議院の緊急集会を招集して対処できること、④特殊な事態には、平素から法令等の制定によって濫用のおそれがない形で完備しておくことができることを理由に、国家緊急権を規定しないことを明言した。

国家緊急権は、濫用のおそれのある極めて危険な制度である一方、その創設を支える立法事実は存在しない。

まず、国家緊急権の必要性の根拠とされることが多い大規模自然災害への対策については、既に当会が会長声明(平成27年5月15日)で述べているとおり、災害対策基本法や大規模地震対策特別措置法、災害救助法、自衛隊法等が整備されており、それらで対処可能である。

また、テロについては、そもそも、テロは国家緊急権が発動される「非常事態」の定義には当てはまらない。国家緊急権は、平時の統治機構をもってしては対処できない非常事態において発動されるというものであるが、テロは局地的な犯罪であり、平時の統治機構は機能している。テロは、法律により、犯罪として、警察権の適切な行使において対処が可能であるほか、国民保護法、事態対処法等のテロ対策基本法において、政府に権限を集中させて対処する法律も存在する。

さらに、他国からの武力攻撃という想定についても、そもそも日本国憲法第9条が戦争の放棄と交戦権の否認を定めていることからして、戦争を想定した緊急権を規定する余地はない。また、専守防衛のための実力行使を認める立場に立ったとしても、事態対処法制、自衛隊法等の立法措置があるのであり、国家緊急権を必要とする根拠とはなり得ない。

以上のとおり、国家緊急権は、一旦濫用されれば憲法秩序を破壊、否定しかねない極めて危険な制度である一方、その創設を支える立法事実は存在しない。

よって、当会は、日本国憲法を改正して国家緊急権を創設することに強く反対する。

2017年3月16日

群馬弁護士会会長 小此木 清